

令和7年1月21日（火）

資産課税関係 誤りやすい事例
(株式等譲渡所得関係 令和6年分用)

誤りやすい事例（株式等譲渡所得関係 令和6年版）

項目
1 株式等の範囲・所得区分・損益通算
2 取得費関係
3 経費関係
4 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例関係(措法37条の11の2)
5 特定口座関係
6 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措法37条の12の2)関係
7 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例(措法8条の4)関係

※ ここに掲載している事例は、ポイントが分かりやすいよう要旨のみを記載しています。
このため、個々の納税者が行う具体的な取引の課税関係は、その事実関係等に応じて、
この事例（正しい取扱い）の内容と異なることがあるため注意が必要です。

資産課税関係 誤りやすい事例（株式等譲渡所得関係）

年分の定義	本年→令和6年	前年→令和5年	前々年→令和4年	(令和6年版)
誤った取扱い	正しい取扱い			
【1 株式等の範囲・所得区分・損益通算】				
1－1 公社債の譲渡をしたが、その譲渡益については非課税であるので、申告はしていない。	1－1 公社債の譲渡益は、その種類に応じ、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に該当し、原則、申告分離課税で申告が必要である（措法37の10①②、37の11①②）。			
	なお、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族法人が発行したものと除く）については、上場株式等に含まれる（措法37の11②十四）。			
	ただし、公社債の譲渡のうち非課税とされるものについては、1－3のとおり。			
1－2 証券会社を通じて売却した上場株式の譲渡損と同年中の非上場株式の譲渡益を通算した。	1－2 上場株式の譲渡損失の金額と非上場株式の譲渡益の金額とは通算できない。			
	株式等の譲渡については、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に区分して計算することとなり、それぞれの所得の損失については生じなかつたものとみなされるため、一般株式に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の損益を通算することはできない（措法37の10①、37の11①、措通37の10・37の11共－3）。			
1－3 発行時に償還差益について源泉分離課税されていた割引債を売却した。公社債の譲渡については、申告分離課税となるので上場株式等に係る譲渡所得等として申告した。	1－3 公社債のうち、一定の割引債で、その発行時に償還差益について源泉分離課税された割引債については、措法37の10及び37の11の「株式等」の範囲から除かれており、その割引債の譲渡による所得は非課税となる（措法37の10②七、37の15①、41の12⑦、措令25の8③、措通37の10・37の11共－20）。			
1－4 株式に係る譲渡損失が発生したので、給与所得と損益通算した。	1－4 申告分離課税である一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等の損失は、総合課税の所得との損益通算をすることはできない（措法37の10①、37の11①）。			
1－5 所有していた譲渡所得の基となる株式の発行会社が倒産したため、取得価額の全額を譲渡損失として他の株式の譲渡益と損益通算して申告した。	1－5 所有していた譲渡所得の基となる株式の発行会社の倒産等によりその所有する株式の価値が無くなつたとしても、譲渡したことにはならないので、譲渡損失とすることはできない。			
	ただし、倒産等で事業所得又は雑所得の基となる株式の価値がなくなった場合、取得価額相当額は、その事業所得又は雑所得の必要経費に算入する（所法37①、所法51④、措法37の10、37の11）。			
	なお、特定口座で管理されている株式の会社が上場廃止後、清算結了等をした場合で一定の要件を満たす場合には、譲渡による損失の金額とみなすことともに、その損失の金額は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用ができる（措法37の11の2①）。			

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>1-6 T O B（自己株式の株式公開買付け）に応じて上場株式を譲渡した場合の所得区分を、全額について株式等に係る譲渡所得等とした。</p>	<p>1-6 上場会社等が自己の株式の公開買付けを行う場合には、その上場会社等の株式の譲渡の対価として交付を受ける金銭の額がその上場会社等の資本金等の額のうちその交付の基団となった株式に対応する部分を超えるときにおけるその超える部分の金額については、自己の株式の取得の場合のみなし配当課税が行われる（所法25①五、措法37の10③五、37の11③）。</p>
<p>1-7 N I S A（少額投資非課税制度）の非課税口座で譲渡損失が発生したので特定口座や一般口座での譲渡益と損益通算して申告した。</p>	<p>1-7 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなすことから、他の上場株式等の配当等や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできない（措法37の14②）。</p>
<p>【2 取得費関係】</p> <p>2-1 取得費を先入先出法で計算した。</p>	<p>2-1 株式等に係る譲渡所得又は雑所得に該当する場合、取得費は、「総平均法に準ずる方法」、株式等に係る事業所得に該当する場合は「総平均法」により計算する（所法48①③、所令105①、108①、118①、措令25の8⑧、25の9⑪）。</p> <p>※ 「総平均法に準ずる方法」とは、株式等をその種類及び銘柄の異なるごとに区分し、その種類等の同じものについて、その株式等を最初に取得した時（取得後において既にその株式等を譲渡している場合には、直前の譲渡の時）から、その譲渡の時までの期間を基礎として、総平均により1単位当たりの金額を計算する方法をいう。</p>
<p>2-2 総平均法に準ずる方法により取得費を計算していたところ、1株当たりの取得価額に端数が生じたためこれを切り捨てた。</p>	<p>2-2 総平均法に準ずる方法により計算された1単位当たりの金額に1円未満の端数（公社債は額面100円当たりの価額とした場合の小数点以下2位未満の端数）があるときは、その端数を切り上げる（措通37の10・37の11共-14）。</p>
<p>2-3 取引報告書を無くしてしまい、取得価額が分からないので0円とした。</p>	<p>2-3 次の方法によって算定した取得価額によることができる。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 取引報告書を保存していない場合で、過去10年間に証券業者で購入したものは、その証券業者で確認の上、取得価額を算定する。 2 取引報告書又は1の方法により確認できない場合で、日記帳、預金通帳などの本人の手控えにより取得価額が分かればそれによる。 3 2によても確認できない場合には、その上場株式等の名義書換時期を調べてその時の相場により取得価額を算定する。 なお、譲渡価額の5%の方が有利な場合は、これを取得費として計算して差し支えない（措通37の10・37の11共-13）。

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>2-4 一般口座の申告の際には、全ての取引の取引報告書を添付しなければならないとした。</p>	<p>2-4 一般口座の申告の際には、譲渡所得等の金額の計算明細書を添付すれば足り、原則として取得価額等を証する書類の提出は要しない（措令25の8⑭、25の9⑬、措規18の9②）。</p>
<p>【3 経費関係】</p> <p>3 口座保管料は維持管理費用であり、譲渡に直接 要した費用ということができないので、株式等に係る譲渡所得等の経費に算入しなかった。</p>	<p>3 株式等に係る譲渡所得に該当する場合、口座保管料を経費とすることはできないが、株式等に係る事業所得又は雑所得の場合は、販売費・一般管理費の控除が認められているため、申告年分に係る口座保管料を経費とすることができる（所法37①）。</p> <p>※ 株式等の譲渡による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定する。</p> <p>なお、その者の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上次に掲げる株式等の譲渡による部分の所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない（措通37の10・37の11共-2）。</p> <p>① 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得 ② 一般株式等の譲渡による所得 (注) この場合において、信用取引の方法による上場株式等の譲渡など①以外の上場株式等の譲渡による所得については、事業所得又は雑所得として取り扱って差し支えない。</p>
<p>【4 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例関係（措法37の11の2）】</p> <p>4-1 所有していた上場株式の発行法人が破産して価値が無くなってしまったが、株式の譲渡があったわけではないので、他の株式の譲渡益との通算はできないとした。</p>	<p>4-1 次の株式等について破産手続開始決定などの一定の事実が生じたときは、一定の方法により計算された金額は上場株式等を譲渡したことによる損失の金額とみなすことができる（措法37の11の2①、措令25の9の2③）。</p> <p>① 特定管理株式等（「特定管理口座（※1、2）」に上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされている内国法人が発行した株式又は公社債） ② 特定口座内公社債（特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債）</p> <p>※1 特定管理口座とは、上場株式等に該当しないこととなった株式について、特定口座からの移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。</p> <p>※2 令和3年度税制改正により、特定保有株式（平成21年1月4日において特定管理株式等であった株式で、同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後その同一銘柄の株式を譲渡等していないことの</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>4－2 指法37条の11の2の適用をしても控除しきれない損失があったが、上場廃止されており、上場株式等には該当しないため、翌年以降に繰越しはできないとした。</p>	<p>一定の証明がされたもの)については、令和3年分以後、本特例の適用対象から除外されている。</p>
<p>4－3 特定口座から特定管理口座に移管された公社債について、その公社債を発行した法人が清算結了して公社債の価値を失ったが、株式ではないのでこの特例の適用をしなかった。</p>	<p>4－2 この特例を適用してもなお控除しきれない損失の金額については、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例（指法37の12の2）に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるので、申告分離課税を選択した配当所得等と損益通算及び翌年以降3年間の繰越控除ができる（指法37の11の2、37の12の2）。</p> <p>4－3 特定管理口座又は特定口座で管理されている内国法人が発行した公社債につき、その公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じた時は、価値を失ったことによる損失の金額を譲渡による損失の金額とみなすとともに、その損失の金額は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（指法37の12の2）の適用ができる（指法37の11の2①）。</p>
<p>【5 特定口座関係】</p> <p>5－1 同一銘柄の株式を一般口座と特定口座で取引をした場合、両口座分を合わせて総平均法又は総平均法に準ずる方法により取得費の計算をしなければならないとした。</p>	<p>5－1 特定口座内保管上場株式等は、特定口座ごとに他の口座の所得と区分して、その特定口座に係る株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する（指法37の11の3①）。</p> <p>すなわち、それぞれの口座ごとに取得価額を計算することとなる。</p>
<p>5－2 特定口座（源泉徴収口座）で本年12月に譲渡契約（約定）を行い翌年1月に決済（受渡）を行ったものについて、契約（約定）ベースを選択し、本年分として申告した。</p>	<p>5－2 株式等の譲渡所得等においても、総収入金額の収入すべき時期については、原則として引渡しの日（受渡日）とし、納税者の選択により契約の日（約定日）とすることができるとされている（指通37の10・37の11共-1）。</p> <p>しかし、特定口座（源泉徴収口座）の場合は、金融商品取引業者が収入金額及び必要経費等の計算を行うことを前提に特定口座（源泉徴収口座）の制度を選択したものと解されるため、受渡日を基準とした計算について、申告により異なる日（約定日）を選択して計算することはできない。</p>
<p>5－3 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等の金額の計算に当たっては、特定口座（源泉徴収口座）での譲渡分も必ず含めて計算する必要があるとした。</p>	<p>5－3 特定口座（源泉徴収口座）における所得の金額又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額又は損失の金額から除外して、その年分の確定申告を行うことができる（いわゆる申告不要制度）（指法37の11の5①）。</p>
<p>5－4 専業主婦の妻が特定口座（源泉徴収口座）で50万円の利益を出したため、夫の所得税の計算において配偶者控除の適用は受けられないとする申告を行った。</p>	<p>5－4 申告不要を選択した特定口座（源泉徴収口座）における所得又は損失の金額は、所法2条①三十（寡婦）から三十四の四（老人扶養親族）の判定の際に用いられる「合計所得金額」及び所令11条の2②（ひとり親の範囲）に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
	<p>合計額」に含まれない（措令25の10の12①一、措通37の11の5－1）。</p> <p>したがって、妻が特定口座（源泉徴収口座）における所得を申告しないのであれば、50万円は妻の合計所得金額には含まれず、「合計所得金額が48万円以下である者」という要件を満たすことから、夫の所得税の計算において他の要件を満たす場合は、配偶者控除の適用を受けることができる（所法2①三十三、三十三の二、83）。</p> <p>また、妻が特定口座（源泉徴収口座）における所得を申告するのであれば、50万円は妻の合計所得金額に含まれるため、左記のとおり夫の所得税の計算において配偶者控除の適用は受けられない。</p> <p>※ ただし、配偶者特別控除の適用を受けることはできる（所法83の2）。</p>
<p>5－5 特定口座（源泉徴収口座）が2つ以上ある場合において、特定口座（源泉徴収口座）内の所得を申告する場合は、全ての口座を申告する必要があるとした。</p>	<p>5－5 特定口座（源泉徴収口座）内の所得を申告するかしないかは、口座ごとに選択することができる（措通37の11の5－2）。</p>
<p>5－6 特定口座（源泉徴収口座）内の所得を申告せず、医療費控除のみの申告をしたが、特定口座（源泉徴収口座）内の所得を申告した方が還付額の多いことが後から分かったため、更正の請求ができるとした。</p>	<p>5－6 当初申告において申告しなかった特定口座（源泉徴収口座）は、申告不要制度を選択したこととなり、その後の修正申告や更正の請求において、その口座における所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上算入することはできない（措通37の11の5－4）。</p>
<p>5－7 特定口座（源泉徴収口座）内の所得を申告して、還付を受けたが、社会保険料の負担額が増えたので特定口座（源泉徴収口座）の所得を除外して修正申告書を提出した。</p>	<p>5－7 特定口座（源泉徴収口座）において生じた所得又は損失の金額を申告した後、その後の更正の請求や修正申告書を提出する場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その口座における所得又は損失の金額を除外することはできない（措通37の11の5－4）。</p>
<p>【6 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法37条の12の2）関係】</p> <p>6－1 上場株式の相対取引（金融商品取引業者等を介さない取引）で生じた損失について、上場株式の取引であることから、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用が受けられるとした。</p>	<p>6－1 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用はできない。</p> <p>この特例を適用できるのは、上場株式等を金融商品取引業者等への売委託により行う譲渡など、一定の譲渡により生じた損失に限られ、いわゆる相対取引、外国において外国の証券会社を介して行う譲渡又は税制適格ストックオプションの権利行使に基づいて取得した株式を保管証券会社から引き出したことによるみなし譲渡などは、この一定の譲渡には該当しない（措法37の12の2②）。</p> <p>なお、上場株式の相対取引による譲渡であっても、上場株式等の譲渡になることから、上場株式等の譲渡所得の金額の計算上、所得内通算することとなる（措法37の11①）。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
6-2 T O B (株式公開買付け)に応じて上場株式を譲渡したが、その取引が金融商品取引所外で行われたものであることから、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）は適用できないとした。	6-2 T O Bに応じて上場株式等を譲渡した場合も、措法37条の12の2②一に規定する金融商品取引業者等への売委託による譲渡に該当すれば、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用がある（措法37の12の2②）。
6-3 外国の上場株式を外国の証券会社（日本で内閣総理大臣の登録を受けていない。）を通じて売買した際に生じた損失について、上場株式等を証券業者への売委託により売却しているため、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用が受けられるとした。	6-3 金融商品取引法第29条の内閣総理大臣の登録を受けていない金融商品取引業者は、措法37条の12の2②一に規定する金融商品取引業者等に当たらず、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象にはならない。 ただし、信託会社の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて金融商品取引法第58条に規定する外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うものについては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる（措法37の12の2②九、十）。
6-4 「整理銘柄」、「監理銘柄」に指定された上場株式等を譲渡したが、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）は適用できないとした。	6-4 「整理銘柄」、「監理銘柄」に指定された株式等は、まだ上場廃止となっていないので、上場株式等に該当し、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象となる。
6-5 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」を、前年からの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用後の金額をもって判定した。	6-5 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」は、前年からの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額をもって判定する（措法37の10⑥一、37の11⑥）。
6-6 前年に特定口座（源泉徴収なし）において上場株式等を譲渡したことにより譲渡損失が発生したが、これを当初の確定申告書に記載せずに申告していた。本年は上場株式等の譲渡所得が黒字となったが、前年分の申告書に譲渡損失を繰り越すとする記載がないので、その損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできないとした。	6-6 確定申告書に上場株式等に係る譲渡損失の金額に関する明細書の添付がない場合であっても、更正の請求において当該譲渡損失の金額が明らかにされた場合には、確定申告書に当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に関する明細書の添付があった場合と同様に取り扱うこととされている（措法37の12の2-5、措法37の12の2⑦）。したがって、前年分の申告について更正の請求をした上で、本年分の申告において、前年分の譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の計算上、控除することができる。 ※ 前年分の譲渡損失を本年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除するためには前年分の申告についての更正の請求は、本年分を申告する前（同日を含む。）までに行う必要がある。 ※ 特定口座（源泉徴収口座）内の所得については、当初申告において申告していない場合は、申告不要を選択したこととなるため、更正の請求は認められない。
6-7 前年に上場株式等に係る譲渡損失の金額があつたが、確定申告をしていなかったので、本年分で上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除は適用できないとした。	6-7 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用するためには、譲渡損失が生じた年分について確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）を添付した確定申告書を提出

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>6-8 甲は、前々年分の上場株式の譲渡損失について翌年以降に繰り越すための申告を適正に行つた。</p> <p>しかし、前年分については、株式取引がなかつたため、医療費控除の申告のみを行つた。</p> <p>本年分については、株式譲渡の年間取引が黒字となつた。</p> <p>そこで、前年分の申告について、申告し忘れた前々年分からの繰越損失を計上する旨の更正の請求を行つた上で、本年分の申告において、この繰越損失を控除することとした。</p>	<p>するとともに、その後の年分についても確定申告書付表を添付した確定申告書を連続して提出する必要がある。この確定申告書には期限後申告書が含まれる（所法2①三十七、措法2①十、37の12の2⑦）。</p> <p>したがつて、本年分を申告する前（同日を含む。）までに前年分について特例を適用した期限後申告書を提出すれば、本年分の当初申告において繰越控除の適用を受けることができる。</p> <p>※ 本年分の申告をした後に、前年分の期限後申告書を提出し、本年分について繰越控除を求める更正の請求をすることはできない。</p>
<p>6-9 初当の確定申告において上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告し、申告期限後になって当該損失の金額が過少であることに気が付いたが、更正の請求はできないとした。</p>	<p>6-8 甲は、前年分の申告において、確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）を添付していないことから、繰越控除の要件である上記付表を添付の上で連続して確定申告書を提出したことにならない。よつて、通法23条1項にいう「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたこと」に該当しないから、前年分の更正の請求には理由がないこととなる。</p> <p>したがつて、甲は、本年分において一昨年分の譲渡損失を控除することはできない。</p>
<p>6-10 公募公社債投資信託を証券業者への売委託により売却し、損失が発生したが、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用は受けられないとした。</p>	<p>6-9 課税標準等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は計算に誤りがあつたことにより、申告書に記載した純損失等の金額が過少であるときは、更正の請求をすることができる（通法23①二）。この純損失等の金額には、上場株式等に係る譲渡損失の金額が含まれるため、更正の請求をすることができる（通法2六ハ(1)、措法37の12の2⑩）。</p> <p>※ 特定口座（源泉徴収口座）内の所得については、当初申告において申告していない場合は、申告不要を選択したこととなるため、更正の請求においてその所得又は損失の金額を譲渡所得等の金額の計算上算入することは認められない。</p>
<p>6-11 上場株式等の配当所得について配当控除を適用するため総合課税を選択の上、上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算して申告した。</p>	<p>6-10 公募公社債投資信託の譲渡は、上場株式等に係る譲渡所得等に含まれるため、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用は受けられる（措法37の11②二）。</p> <p>6-11 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算することができるが、この損益通算の対象となる上場株式等に係る配当は、申告分離課税を選択したものに限られる（措法8の4①、措法37の12の2①）。</p> <p>なお、この損益通算の対象には、特定公社債等の利子所得（特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配等）が含まれる。</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>6-12 過去3年の各年分に生じた上場株式等に係る繰越損失の金額があり、当年も上場株式等に係る譲渡損失が生じている場合、当年の上場株式等に係る配当所得からこれらの損失を差し引く順序は、納税者有利な一番古い年分からであるとした。</p>	<p>6-12 損益通算と繰越控除の両方がある場合、上場株式等に係る配当所得等（上場株式等に係る利子所得または申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得）から損失を控除する順序は次のとおりとなる（措法37の12の2①、④、⑤、措令25の11の2⑧）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本年分（損益通算） ② 本年の3年前分 ③ 本年の2年前分 ④ 本年の前年分
<p>【7 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例（措法8条の4）関係】</p> <p>7-1 特定口座（源泉徴収口座）の譲渡損失については申告したが、同口座の配当所得等は申告しなかった。</p>	<p>7-1 特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡による所得とその特定口座（源泉徴収口座）に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することは可能だが、特定口座（源泉徴収口座）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収口座）に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得も併せて申告しなければならない（措法37の11の6⑩）。</p>
<p>7-2 特定口座（源泉徴収口座）への受入れを行っている配当について申告する場合は、申告分離課税しか選択できないとした。</p>	<p>7-2 特定口座（源泉徴収口座）への受入れを行っている配当であっても、申告においては、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できる（措法8の4①②）。</p> <p>なお、上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択できない（措法8の4①）。</p> <p>また、上場株式等の配当等に係る配当所得は総合課税とし、上場株式等の配当等に係る利子所得は申告分離課税とすることはできる。</p>
<p>7-3 上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税を選択するとともに、配当控除を適用して申告した。</p> <p>7-4 上場会社であるA株式会社及びB株式会社から受領した配当の確定申告を行うに当たり、A株式会社に係る配当については総合課税を選択し、B株式会社に係る配当については申告分離課税を選択することとした。</p>	<p>7-3 申告分離課税を適用した上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除をすることはできない（措法8の4①）。</p> <p>7-4 上場株式等の配当等に係る配当所得を確定申告する場合には、その申告をする上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税又は申告分離課税のいずれか一方を選択することになる（措法8の4②）。</p>
<p>7-5 上場株式の配当が年間10万円を超えた場合は、必ず確定申告をしなければならないとした。</p>	<p>7-5 上場株式の配当については、大口株主等を除き、金額の多寡にかかわらず申告不要を選択できる（措法8の5①二）。</p> <p>なお、それ以外の株式の配当については、1回に支払を受けるべき配当の金額が、次により計算した金額以下である場合には、確定申告を要しない（措法8の5①一）。</p> <p>10万円×配当計算期間の月数(注)÷12 (注) 配当計算期間が1年を超える場合には、12か月として計算し、配当計算期間に1か月に満たない端数</p>

誤った取扱い	正しい取扱い
<p>7-6 特定口座（源泉徴収口座）への受入れを行っている配当等について、3銘柄について申告し、2銘柄について申告不要を選択した。</p>	<p>がある場合には、1か月として計算する。また、公社債等のうち上場株式等に区分される特定公社債等の利子についても申告不要を選択できる（措法8の5①七）が、申告する場合には、総合課税は選択できず申告分離課税となる（措法8の4①六）。</p> <p>7-6 特定口座（源泉徴収口座）内の一部の配当等のみを申告することはできない。特定口座（源泉徴収口座）に受け入れた上場株式等に係る配当所得等を申告するかどうかの選択の単位は、特定口座（源泉徴収口座）内の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額ごととなる（措法37の11の6⑨）。</p>
<p>7-7 投資信託の特別分配金を配当所得の収入金額に加算して計算した。</p>	<p>7-7 投資信託の特別分配金は、信託財産の元本の払戻しに当たるため、非課税である（所法9①十一、所令27）。</p>